

質問及び回答

令和5年6月27日公表

該当ページ	質問事項	内 容	回 答
只見線台湾プロモーション実施業務委託公募型プロポーザル実施要領 ページ 1	3 公募型プロポーザルに関する事項 (1) 参加者の資格要件	台湾現地の企業をグループ参加者として加えることは可能か？ 国外企業は要件を満たさないか。あるいは、再委託先として選定しても良いか。可の場合、主たる業務を再委託しても良いか	<ul style="list-style-type: none">・再委託については、契約書(案)第4条を準拠しなければなりません。その上で、グループ参加の構成員又は再委託先の事業者として、国外企業が実施体制に参画することは可能です。・再委託の範囲については、委託者と協議の上、事業の一部について再委託をすることができます。
只見線台湾プロモーション実施業務委託公募型プロポーザル実施要領 ページ 2	3 公募型プロポーザルに関する事項 (1) 参加者の資格要件	類似実績の提示は、台湾現地の再委託先の持つ実績を提示記入することが可能か？	<ul style="list-style-type: none">・再委託先の業務実績を類似実績とすることはできません。